5112	株式会社三恵	大阪府大阪市中央区上汐二丁目二番六号	平成二十三年九月十六日から平成二十四年九月十五日まで
5113	株式会社サンシティ	東京都中央区八丁堀一―五―一本八重洲ビル	平成二十三年九月二十六日から平成二十四年九月二十五日まで
5114	日本電気興業株式会社	宮城県仙台市青葉区昭和町三番三十六号	平成二十三年九月二十六日から平成二十四年九月二十五日まで
5115	辻水産株式会社	愛媛県宇和島市住吉町三丁目一番一号	平成二十三年九月二十八日から平成二十四年九月二十七日まで
5116	株式会社ＨＯＴＴＡ	京都府宇治市槇島町目川百六十七番地の七	平成二十三年九月二十九日から平成二十四年九月二十八日まで

○国土交通省告示第千九十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録建築物調査機関の名称
　株式会社ハウスジーメン
二　住所
　東京都港区西新橋三丁目七番一号
三　代表者氏名
　代表取締役　仲田　幸嗣
四　登録年月日
　平成二十三年十月二十日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　本社　東京都港区西新橋三丁目七番一号

○国土交通省告示第千九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二日

国土交通大臣　前田　武志

別表の二の項住所の欄及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「虎ノ門一丁目十三番五号」を「西新橋一丁目十五番五号」に改め、別表の九の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「イ　本店　東京都港区芝五丁目三十三番七号　ロ　横浜支店　神奈川県横浜市中区住吉町四丁目四十五番一号」を「東京都港区芝五丁目三十三番七号」に改め、別表の十四の項業務区域の欄中「（島しょ部を除く。）」を削り、「山梨県」を「福井県、山梨県」に、「鳥取県」を「滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県」に、「広島県」を「岡山県、広島県」に改め、別表の十五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中ニの次に次のように加える。

ホ　東北支店　宮城県仙台市青葉区中央一丁目六番二十三号

別表の十六の項業務区域の欄中「埼玉県さいたま市」を「岩手県、宮城県、福島県、埼玉県さいたま市」に改め、別表の十八の項業務区域の欄中「、埼玉県鳩ヶ谷市」を削り、別表の十九の項確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「東京都新宿区揚場町二番十六号」を「イ　本社　東京都新宿区揚場町二番十六号　ロ　池袋支店　東京都豊島区東池袋一丁目三十二番四号」に改める。

○東北地方整備局告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十一月二日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	工事区間
一般国道百二十一号	喜多方市関柴町上高額字割田から同市塩川町遠田字東谷地まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）
工事の種類	改築
工事完了の期日	平成二十三年十一月二日

○北陸地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
糸魚川市大字大和川字前波五九四番一から同市大字大和川字六反田九二〇番五まで	前	一七・〇〇～三五・〇〇メートル
	後	一七・〇〇～二〇・〇〇　〇・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　岐阜県
二　都市計画事業の種類及び名称　岐阜都市計画道路事業三・三・四十一号長良糸貫線
三　事業施行期間　自平成二十三年十一月二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　岐阜県岐阜市大字正木字古川及び字垣内地内
　使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百三十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月二日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号
　中部地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人愛知県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	橋本　真、花井　紀一

(2)　変更年月日
　平成二十三年十一月一日